

「参 照」

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第4条第1項 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

第5条第1項 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 7 7 号議案

監査委員の選任について

次の者を監査委員に選任したいので、議会の同意を求める。

氏名 小 田 徹

████████████████████

住所

████████████████████

令和 6 年 7 月 1 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

監査委員 西本徳明氏が本年 7 月 3 1 日をもって退職するため、その後任の監査委員を選任したいが、小田徹氏を適任者と認め選任したいので、地方自治法第 1 9 6 条第 1 項の規定により議会の同意を得るため、この議案を提出する。

「参 照」

地方自治法

第 1 9 5 条第 2 項 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあっては 4 人とし、その他の市及び町村にあっては 2 人とする。ただし、条例でその定数を増加することができる。

第 1 9 6 条第 1 項 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

第 1 9 7 条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては 4 年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

地方自治法施行令

第 1 4 0 条の 2 地方自治法第 1 9 5 条第 2 項に規定する政令で定める市は、人口 2 5 万以上の市とする。